

事 務 連 絡
令和 6 年 10 月 3 日

各 検 疫 所 御 中

健康・生活衛生局感染症対策部
企画・検疫課検疫所管理室

ルワンダ共和国におけるマールブルグ病に係る注意喚起について

令和 6 年 9 月 27 日、ルワンダ共和国においてマールブルグ病の発生が確認されました。同年 10 月 2 日現在 36 名（うち 11 名は死亡例）のマールブルグ病の確定症例が確認されています。

アフリカでのマールブルグ病の発生は散発的で、これまでにウガンダ共和国、ケニア共和国、アンゴラ共和国、コンゴ民主共和国、南アフリカ共和国、ガーナ共和国、赤道ギニア共和国及びタンザニア連合共和国で発生が確認されていますが、ルワンダ共和国では今回初めて確認されました。

ルワンダ共和国に滞在している間や、同国から入国後、疑わしい症状が出現した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。

つきましては、各検疫所におかれましては、ルワンダ共和国でマールブルグ病が発生している旨を記載したポスター（別添 1、2）を掲示すること等により、

- ・ ルワンダ共和国への渡航者に対し、マールブルグ病の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項について、情報提供すること
- ・ ルワンダ共和国に渡航又は滞在したことがある者に対し、入国の際に体調に異状がある場合は、検疫官への自己申告を促すこと

について、ご対応いただくようお願いいたします。

対応にあたっては、「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」（平成 29 年 6 月発出）（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>）に留意いただくようお願いいたします。

なお、日本への到着前 21 日以内に同国に渡航又は滞在していたことが確認されたことをもって、直ちに健康監視の対象となるものではないことを申し添えます。